

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 5 条第 1 項又は第 17 条第 1 項に基づく決定、第 9 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の承認に基づく資本注入に係る資本の増加等の際、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第 3 条又は第 6 条第 1 項に基づき主務大臣の認定を受けた経営基盤強化計画により合併等の組織再編を実施する際の登録免許税の軽減	
税 目	登録免許税	
要 望 の 内 容	<p>金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下、「金融機能強化法」とする。）に規定する経営強化計画に係る決定等、又は金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（以下、「組織再編成法」とする。）に規定する経営基盤強化計画に係る認定に基づく資本注入に係る資本の増加等の際の登録免許税率の軽減措置の適用期限について、金融機能強化法及び組織再編成法における資本増強等の申請期限である平成 29 年 3 月 31 日まで延長することを要望する。</p> <p>本制度における現行の軽減税率は以下のとおり。</p> <p>1) 商業登記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社の設立又は資本金の額の増加 1,000 分の 3.5 ・合併による株式会社の設立又は資本金の額の増加 （合併前の資本金額を超える部分） 1,000 分の 1 (1,000 分の 3.5) ・分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加 1,000 分の 3.5 <p>2) 不動産登記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における不動産の所有権の取得 1,000 分の 2 ・分割による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における不動産の所有権の取得 1,000 分の 2 <p>3) 抵当権登記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の設立、資本金若しくは出資金の額の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における抵当権の取得 1,000 分の 1.5 ・合併による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における抵当権の取得 1,000 分の 0.5 ・分割による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における抵当権の取得 1,000 分の 0.6 	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>金融機能強化法及び組織再編成法による資本増強等の措置は、金融機関等をめぐる情勢の変化に対応して金融機関等の経営基盤や金融機能の強化を図るために講ずるものであり、これによって、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期し、もって信用秩序の維持、金融システムの強化及び国民経済の健全な発展に資することを目的とするものである。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>本施策は、本来金融機関等が経営の強化のために組織再編成・資本増強を行うことによって、金融機関等の金融機能の強化及び厳しい状況に直面する地域経済の活性化等を図ろうとするもの。</p> <p>今回の東日本大震災により、被災地を中心に金融機関の財務に悪影響が生じ、主として被災地域における金融仲介機能の低下が懸念される状況となっているが、震災による影響は被災企業等との取引等を通じて間接的に全国の金融機関に及び、被災地域のみならず経済全体の悪化が懸念されること。</p> <p>このため、金融機関に地域における金融仲介機能を十分に発揮させ、地域経済の活性化を図るため、資本金の額の増加等の登記に係る登録免許税を軽減し、当該金融機関等の計画履行のための財産的基盤を確保する必要がある。</p>		
	今回の要望に関連する事項	合理性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>I - 1 金融機関が健全に経営されていること</p>
			<p>政策の達成目標</p> <p>金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営、地域経済の活性化及び中小企業の支援を期し、信用秩序の維持、金融システムの強化及び地域経済の活性化等による国民経済の健全な発展に資することを目標とする。</p>
			<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>平成 29 年 3 月 31 日まで (金融機能強化法及び組織再編成法における資本増強等の申請期限まで)</p>
			<p>同上の期間中の達成目標</p> <p>(政策の達成目標と同じ)</p>
<p>政策目標の達成状況</p> <p>金融機能強化法が制定された平成 16 年以降、15 金融機関等に資本増強を行っており、今現在、信用秩序の維持、金融システムの強化及び地域経済の活性化等による国民経済の健全な発展に資するとの目的は達成されている。</p>			

	有効性	要望の措置の適用見込み	要望内容の性格上明示困難なため、適用見込み明示せず。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>資本金の額の増加等の登記に係る登録免許税を軽減し、金融機関等の負担を減少させることは、当該金融機関等の経営の健全化を通じて金融仲介機能が強化され、東日本大震災など厳しい状況に直接的あるいは間接的に影響を受けた地域経済の活性化及び中小企業の支援に寄与するものであり、また、金融機関等が国の資本参加を選択する場合にはこれを支援することは、より強固な金融システムの構築や公的資金の有効活用によるという観点においても、本要望は施策の円滑な実施に資するものと考えられる。</p>
相当性		当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
		要望の措置の妥当性	<p>資本金の額の増加等の登記に係る登録免許税を軽減し、金融機関等の負担を減少させることは、当該金融機関等の経営の健全化を通じて金融仲介機能が強化され、東日本大震災など厳しい状況に直接的あるいは間接的に影響を受けた地域経済の活性化及び中小企業の支援に寄与するものであり、また、金融機関等が国の資本参加を選択する場合にはこれを支援することは、より強固な金融システムの構築や公的資金の有効活用によるという観点においても、本要望は施策の円滑な実施に資する適正な要望であると考えられる。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>平成 16 年税制改正において本要望が認められて以降、本軽減措置の適用実績は 11 件である。</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本増加年月</th> <th>金融機関名</th> <th>資本金の増加額</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18.11</td> <td>(株)紀陽ホールディングス</td> <td>15,750</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>H21. 3</td> <td>(株)北洋銀行</td> <td>50,000</td> <td>175</td> </tr> <tr> <td>H21. 3</td> <td>(株)南日本銀行</td> <td>7,500</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>H21. 3</td> <td>(株)福邦銀行</td> <td>3,000</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>H21. 9</td> <td>(株)第三銀行</td> <td>15,000</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>H21. 9</td> <td>(株)みちのく銀行</td> <td>10,000</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>H21. 9</td> <td>(株)きらやか銀行</td> <td>10,000</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>H21. 12</td> <td>(株)東和銀行</td> <td>17,500</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>H21. 12</td> <td>(株)高知銀行</td> <td>7,500</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>H22. 3</td> <td>(株)北都銀行</td> <td>5,000</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>H22. 3</td> <td>(株)宮崎太陽銀行</td> <td>6,500</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table> <p>※豊和銀行、全国信用協同組合連合会については、金融機能強化法に基づく資本増強を行っているが、本租税特別措置の適用実績はない。 ※仙台銀行、筑波銀行については、金融機能強化法に基づく資本増強を行っているが、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律に基づく軽減措置の適用を受けることとしており、本租税特別措置は適用されない予定。</p>	資本増加年月	金融機関名	資本金の増加額	減収額	H18.11	(株)紀陽ホールディングス	15,750	71	H21. 3	(株)北洋銀行	50,000	175	H21. 3	(株)南日本銀行	7,500	26	H21. 3	(株)福邦銀行	3,000	11	H21. 9	(株)第三銀行	15,000	53	H21. 9	(株)みちのく銀行	10,000	35	H21. 9	(株)きらやか銀行	10,000	35	H21. 12	(株)東和銀行	17,500	61	H21. 12	(株)高知銀行	7,500	26	H22. 3	(株)北都銀行	5,000	18	H22. 3	(株)宮崎太陽銀行	6,500	23
	資本増加年月	金融機関名	資本金の増加額	減収額																																														
	H18.11	(株)紀陽ホールディングス	15,750	71																																														
	H21. 3	(株)北洋銀行	50,000	175																																														
H21. 3	(株)南日本銀行	7,500	26																																															
H21. 3	(株)福邦銀行	3,000	11																																															
H21. 9	(株)第三銀行	15,000	53																																															
H21. 9	(株)みちのく銀行	10,000	35																																															
H21. 9	(株)きらやか銀行	10,000	35																																															
H21. 12	(株)東和銀行	17,500	61																																															
H21. 12	(株)高知銀行	7,500	26																																															
H22. 3	(株)北都銀行	5,000	18																																															
H22. 3	(株)宮崎太陽銀行	6,500	23																																															
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	信用秩序の維持、金融システムの強化及び国民経済の健全な発展に資することを目的とするものであり、本軽減措置の適用により、当該金融機関等の経営の健全化を通じ金融仲介機能が強化され、地域経済の活性化及び中小企業の支援に寄与したものと考える。																																																	
前回要望時の達成目標	金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営、地域経済の活性化及び中小企業の支援を期し、もって、信用秩序の維持、金融システムの強化による国民経済の健全な発展に資することを目標とする。																																																	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	信用秩序の維持、金融システムの強化及び国民経済の健全な発展に資することを目的とするものであり、本軽減措置の適用により、当該金融機関等の経営の健全化を通じ金融仲介機能が強化され、地域経済の活性化及び中小企業の支援に寄与したものと考える。																																																	
これまでの要望経緯	平成 20 年 12 月に組織再編成法及び金融機能強化法の申請期限を延長する法改正を行ったため、改正法附則において、平成 20 年度税制改正で廃止された措置に金融機能強化法による金融機関単体への資本注入の場合を追加のうえ、本措置を創設。(1年間(平成 22 年 3 月 31 日まで)) その後、平成 22 年度税制改正要望により本措置が 2 年延長されている。																																																	